

会議名	(仮称)市民参画条例策定委員会グループ会議 平日昼グループ(要旨) <論点1～7までのまとめ>	
日時		場 所
出席者	平日昼グループ 8名(黒木、前川、松本、和田、安保、鈴木、橋本、土井)	
	職員 1名(武林)	
内 容		
<p>1. 【論点1】(前文など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民参画や協働を通じて、西宮市を市民に開かれたまちにしていく。 ・ 西宮市の良さ、恵まれた自然環境を残していくことや文教住宅都市であり続けるために市民参画や協働をどう使っていくか。 ・ 市民参画と協働は、市民の自立性や自主性が求められる。 ・ 市民一人ひとりや地域に合ったサービスが求められており、それを達成させるためには従来の行政サービスでは限界がきており、市民が主役となって進める市民参画や協働がそれを解決するひとつの手段である。 ・ 市民参画と協働により、「誰もが住みたい、住み続けたいまち西宮」を実現する。 <p>2. 【論点2】(基本理念)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民(事業者・市民活動団体を含む)と市ならびに議会は、協働の関係を築き、相互の信頼関係によって確立した市民参画による自治の実現と発展に努める。 ・ 市民と市ならびに議会は、市民参画を推進するために、それぞれが有する情報の提供及び共有に努める。 ・ 市ならびに議会は、市民参画に対する市民意識の醸成や市民活動の促進に努める。 <p>3. 【論点3】(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民とは： <ul style="list-style-type: none"> 市内に住所を有する者 市内の事務所又は事業者勤務する者 市内の学校に在学する者 市内に事務所、事業所を有する個人及び法人その他の団体 当該事案について利害関係を有する者 		

- ・ 参画の定義：

市の政策等の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において市民が積極的に参加、広範囲な市民の意見を反映させることにより、市民が主体となってまちづくりの推進をすることをいう。
- ・ 協働の定義：

市民と市とがそれぞれ果たすべき責任と役割を自覚しながら信頼関係を構築し、相互に補完及び協力をして公共的活動を行うこと
- ・ 市民の権利と責務：

市民は市政に関する情報を知る権利を有し、市政に平等、公平な立場で参画する権利を有する。

市民は住民自治の基本に立ち、持続可能なまちづくりを進めるための効率的な市政運営が行われるよう、市民は市と協働しなければならない。

市民は自らの意見と行動に責任を持ち、市民参画、協働及び地域活動(コミュニティ活動)に積極的に関わるように努める。
- ・ 市の責務と役割

市は、基本理念に基づき市民参画、協働及び地域活動(コミュニティ活動)の推進に関する総合的な環境の整備、財政支援等、適切な施策を実施する。

市は市民参画、協働及び地域活動(コミュニティ活動)を推進するために、情報の共有を図り、様々な機会を創出するように努める。

市は市民参画、協働及び地域活動(コミュニティ活動)の推進の重要性が市民等及び職員に浸透するように啓発、研修を積み普及活動を実施する。
- ・ 議会の責務と役割

議会は市民等と情報の共有化を図り、市とともに市民参画、協働及び地域活動(コミュニティ活動)を推進するように努める。

4 . 【論点4】(参画の対象と手法)

- ・ 参画の対象：

総合計画等の市の基本的政策を定める計画

市の基本的な方向性等を定める憲章、宣言

市の基本的な条例の制定改廃

市民の生活または事業者の事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例の制定改廃

市民に義務を課し、または権利を制限する条例の制定改廃

その他市民参画手続が必要とされるもの
- ・ 参画の手法：

「市民政策提案手続」 この提案は市内に居住する市民 10 人以上の連署をもって行うことができるものとし、市の機関は受理後速やかに総合的に検討し、その結果を提案者代

表に通知するものとする。提案内容及びその結果も別途市民に公表する。

「市民意見提出手続」 市は市民生活に重要な影響を及ぼす市政運営上の諸施策の制定、改正、変更等にあたり、幅広い市民の意見聴取をその制定等の早い段階から行なわなければならない。

「住民投票」 選挙権を有する市民が市政運営上重要な課題については、5万人以上の市民の連署をもって、住民投票を市長に請求したときは、直接住民の意思を確認するための住民投票を実施しなければならない。市及び市長は住民投票の結果を最大限尊重しなければならない。

「審議会等」 市の機関が条例等により設置する各種の審議会等は専門的、学術的分野の観点から市民のみの人選では対応できない場合を除き、出来る限り幅広い市民から公募・選考し市民参画と協働の基本に立ち、その運営を図らなければならない。

5. 【論点5】(参画と協働の推進機関・チェック機関)

- ・市は参画と協働の推進計画の策定する(5カ年計画)
- ・参画と協働担当部署の設置
- ・市民参画及び協働の推進会議の設置

市民参画と協働が全市的に有効に機能しているかの評価機関として市政運営全般にわたって検討できる「市民参画及び協働推進会議」(以下「推進会議」という)を市長直轄の機関として設置する。

- ・推進会議の役割と権利

市民参画及び協働の推進計画に対する推進状況を総合的に評価

市民参画及び協働の方法の研究並びに改善

本条例の見直しに関する事項

市民参画及び協働の推進に関する基本的事項

推進会議は市民参画及び協働の推進に関する事項に対し市長に意見を提出する

- ・推進会議の構成

その人選は市民公募による市民委員を2分の1以上として学識委員、市職員等で構成する。

その開催も市民の意見をより吸収できるように月1回以上の開催を行うものである。

6. 【論点6】(地域コミュニティにおける参画と協働)

- ・市民の役割と責務：地域の課題を共有し解決に向かって行動する
- ・市の役割と責務：財政的な支援等を含め適切な施策を講じ、活動の場所も提供する
- ・市民は、地域活動(コミュニティ活動)を小学校区単位で実現するための組織として「地区市民協議会(まちづくり協議会)」を設立することができる。
- ・「地区市民協議会(まちづくり協議会)」は、当該地域の市民に開かれたものとし、市、自治会等地域のあらゆる公益的な活動している組織・団体と連携しながら協働してまちづくり

を推進する。

- ・ 代案として既存の組織（西宮コミュニティ協会）を再生し、地域コミュニティの活性化を図る方法もある。
- ・ コミュニティアドバイザー・コーディネータの育成、人づくり(地域リーダー研修会の実施)
- ・ 市職員の地域担当者制度の創設 地域コミュニティの活性化の責務を負う

7.【論点7】（議会について）

- ・ 市会議員の活動報告について（情報公開というポイントにおいて）

市民の声を市政に反映させるというのは市民が選挙で選んだ市会議員。全議員に活動報告を義務付け説明責任を持ってもらう。

- ・ 自治基本条例の必要性

「市長」、「行政」、「議会」、「議員」、「住民(事業者を含む)」、各々の役割と責任の明確化と基礎自治体としての憲法の必要性

- ・ 市ならびに議会は、市民参画に対する市民意識の醸成や市民活動の促進に努める。

- ・ **議会の責務** 議会は激動する社会情勢の変化に鑑み、絶えず市民の民意をくみ取ることに最善を尽くし、議会は会議を市民に公開するとともに、議会が保有する情報をすべて民主的に市民に公開して共有しなければならない。

- ・ 審議会になぜ多くの市会議員が委員として参加しているのか理解できない。

- ・ **議会の責務と役割**

議会は市民等と情報の共有化を図り、市とともに市民参画、協働及び地域活動(コミュニティ活動)を推進するように努める。

- ・ 議会基本条例の策定を促す必要性。(三重県議会 基本条例の研究)

- ・ 議会改革のポイントが多く存在する。

- ・ 議会の責務、議員の責務を明確化する必要がある。

- ・ 行政改革も必要だが、議会改革も必要。(無駄が多すぎる)

- ・ 市民参画と協働に関して、3つのポイントで市議選告示に合わせて候補者全員にアンケートを取ることを提案する。

「市民参画と協働」に対する基本的な考え方について

地域コミュニティの活性化や再生に対し、「市民参画と協働」というポイントからの政策提言は？

議会における「市民参画と協働」はどういう手法が考えられるか？議会改革についても言及して欲しい。